

技術アドバイザー派遣の実施について

(公財) 日本特産農産物協会

1. 趣旨

地域特産作物の生産体制の強化を図るため、地域からの要請に応じて、栽培技術等に関するアドバイスを行うことができる人材（技術アドバイザー）を全国各地に派遣して支援します。

2. 支援の内容

原則として当協会が認定・登録した地域特産物マイスターが、現地に出向いて栽培技術、加工技術、新商品開発、後継者の育成・確保、ブランド化、流通・販売の強化等について指導を行います。

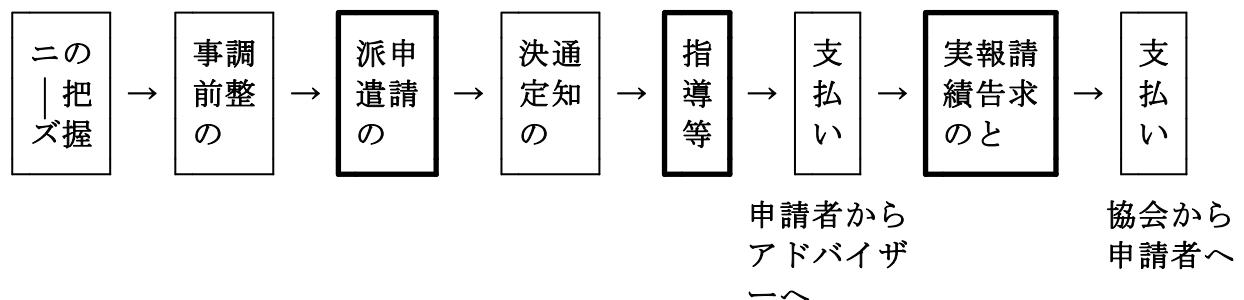
3. 支援の対象

地域特産作物の生産・加工に取り組んでいる地方自治体や農業協同組合及びこれらを構成員に含む協議会や生産組織等が、一定規模以上の技術指導等を含む研修会を開催する場合等を想定しています。

4. 派遣の手続き

- ①協会は都道府県を通じてニーズを把握します。
- ②協会において調整のうえ、申請者（研修会等の主催者）から所定の様式による申請書を協会に提出していただきます。
- ③協会は派遣が成立するかを調整・確認のうえ、申請者と技術アドバイザーに結果を連絡します。
- ④申請者は技術アドバイザーに技術指導を要請し、現地において研修会等を開催して技術指導・助言等を行います。
- ⑤申請者は研修会等を開催後に、技術アドバイザーに対して謝金と旅費を支払ったうえで、協会に実績報告と支払い請求を行います。
- ⑥協会は申請者からの実績報告と支払い請求の内容を確認し、申請者に対して謝金及び旅費を支払います。

(参考) 事業のフロー (イメージ)



【技術アドバイザー派遣に関する問い合わせ先】

(公財) 日本特産農産物協会

専務理事 矢野 哲男

調査指導部 吉川みどり

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル3階

電話：03-3584-6845 FAX:03-3584-1757 Eメール：info@jsapa.or.jp

(補足)

技術アドバイザー派遣に関する要件等について

1. 地域特産作物の範囲

日本国内において、地域特性を活かして栽培され、収穫物に何らかの加工を施して利用されることが多い作物です。茶、薬用作物、いぐさ、こんにゃく等が典型的ですが、野菜や果樹等の幅広い作物及びその加工品が対象となります。

2. 技術アドバイザーの範囲

原則として協会が認定・登録した地域特産物マイスターとしますが、必要に応じてその他の学識経験者等で対応することもできます。

3. 支援の対象

(1)申請者は、地方自治体や農業協同組合及びこれらを構成員に含む協議会等であって、次の各号のすべてに該当するものとします。

- 1)地域特産作物の産地化に取り組んでいる、もしくは予定があること。
- 2)技術指導等を含む研修会や講習会等の開催計画があること
- 3)集落以上の参集範囲で、参加者が概ね5人以上の規模であること
- 4)協議会等の場合には、組織運営に関する明文化された規約があり、事務・会計の処理能力と体制を備えていること

(2)申請者が開催する研修会や講習会等に、地域特産作物の生産・加工に携わる者が5名以上、参加することを想定しています。

4. 派遣回数

同一年度における同一案件による派遣回数は原則として3回までとします。

5. 助成できる経費の範囲

1日当たり2万円の謝金と協会の規程に基づく旅費（交通費と宿泊費）とします。申請者は研修会等の開催後に技術アドバイザーに謝金と旅費を支払ったうえで協会に実績報告と支払い請求を行います。

技術アドバイザー派遣申請手続きの流れ

